

電力先物取引の立会外取引等に係る取引時間の延長に伴う 立会外取引実施細則等の一部改正について

2022年6月17日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、立会外取引実施細則等の一部改正を行い、本年11月7日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、電力先物取引の立会外取引等に係る取引時間の延長に伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

○立会外取引等に係る夜間の取引時間の延長

- 電力先物取引の立会外取引並びにEFP取引及びEFS取引に係る夜間の取引終了時刻を、現在の午後7時から午後7時30分に変更することとします。

(備考)

- 立会外取引実施細則第3条及びEFP取引及びEFS取引実施細則第6条

III. 施行日

- 2022年11月7日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2022年11月7日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以上